

令和1年10月14日

お客さまへ

台風19号により被災されたお客様に対する緊急窓口の設置について

このたびの台風19号により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社東和銀行（頭取 吉永國光）は、今回の台風19号による大雨等により被災された皆さまのご相談にお応えするため、下記のとおり緊急窓口を設置いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 設置日

令和元年10月15日（火）

2. 設置店舗

全支店・出張所

3. 受付時間

9：00～15：00（銀行休業日は除く）

4. 受付内容

（ご預金について）

- ・預金通帳、証書を紛失された場合には、運転免許証等によりご本人さまであることを確認させていただいたうえで、一定額について払い戻しをさせていただきます。
- ・お届けの印鑑を紛失された場合には、拇印にて払い戻しをさせていただきます。
- ・ご事情により、定期預金、定期積金等の期限前の払戻しや当該預金を担保とするお借入をご希望の場合はご相談ください。

（お借入について）

- ・災害の状況、応急資金の必要性等を勘案して、迅速なご融資対応のほか、既存借入にかかるご返済条件の変更などをご希望の場合にはご相談ください。

（その他）

- ・今回の災害の影響により、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるように努めます。
- ・今回の災害を起因とする手形・小切手・電子記録債権（でんさい）の不渡り処分等が発生した場合は、ご事情を考慮のうえ、対応を検討いたします。

以上